

## 賃金規程

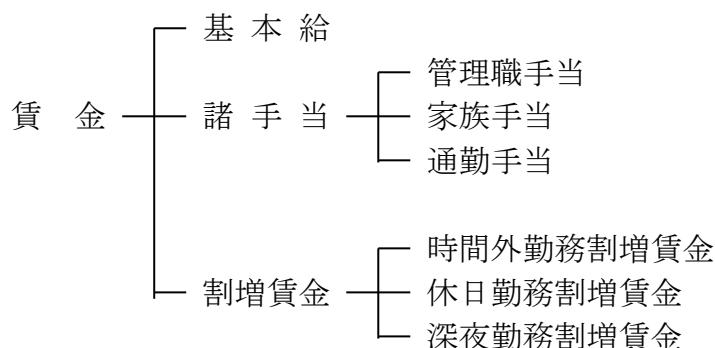
### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 この規程は、職員就業規則第32条に基づき、職員の賃金等について定めたものである。但し、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者について、その者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

#### (賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次のとおりとする。



#### (賃金締切日及び支払日)

第3条 賃金は、前月1日から起算し、前月末日に締め切って計算し、当月10日（支払日が休日の場合はその前日。）に支払う。

#### (賃金の計算方法)

第4条 遅刻、早退又は欠勤などにより所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。但し、この規程又は職員就業規則に別段の定めのある場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。
- 3 一賃金締切期間における賃金の総額に1円未満の端数を生じた場合は、これを1円に切り上げるものとする。
- 4 賃金締切期間の中途中に入社又は退職したものに対する当該締切期間の賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

#### (賃金の支払方法)

第5条 賃金は通貨で直接職員に全額を支払う。

- 2 前項の規程に関わらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。
  - ①源泉所得税
  - ②住民税
  - ③健康保険料（介護保険料含む）
  - ④雇用保険料
  - ⑤厚生年金保険料
  - ⑥その他必要と認められるもので、職員代表と協定したもの

## 第2章 基本給

### (基本給)

第6条 基本給は、月給制とする。

### (基本給の決定)

第7条 基本給は、本人の能力、経験、技能及び業務内容などを勘案して各人ごとに決定する。

### (昇 給)

第8条 昇給は、基本給について行うものとし、原則として毎年4月に技能、勤務成績が良好な者について行う。但し、本会の業績などをも勘案してこれが困難な場合は、昇給を行わないことがある。

## 第3章 諸手当

### (時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金)

第9条 所定勤務時間を超えて又は休日に勤務した場合には時間外勤務割増賃金又は休日勤務割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間）において勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務 割増賃金	基 本 級 1月平均所定勤務時間	× 1.25 × 時間外勤務時間数
休日勤務 割増賃金	基 本 級 1月平均所定勤務時間	× 1.35 × 時間外勤務時間数
深夜勤務 割増賃金	基 本 級 1月平均所定勤務時間	× 0.25 × 時間外勤務時間数

2 所定勤務時間を超えて又は休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ時間外勤務割増賃金又は休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した割増賃金を支給する。

### (管理職手当)

第10条 管理職手当は、職務上責任の重い管理的地位にある者に対し、経験等を勘案し支給額を決定する。

職 名	支 給 額
センター長及びセンターワン	基本給の5%～

### (家族手当)

第11条 家族手当は、職員が扶養する次の者がある場合に、その職員に支給することとし、詳細は別に定める。

配偶者	月額5,000円
扶養する子1人につき	月額3,000円

### (住居手当)

第12条 住宅手当は、勤務地が遠隔など特別な事情がある場合にのみ支給することとし、金額は別に定める。

### (通勤手当)

第13条 通勤手当は、公共交通機関及び自家用車を利用する者に支給する。  
なお、片道2km未満は支給しない。

定期券を購入する者	定期券購入に相当する額
自家用車を利用する者	10km未満 4,200円 15km未満 7,100円 25km未満 12,900円 35km未満 18,700円 45km未満 24,400円 55km未満 28,000円 55km以上 31,600円

## 第4章 賞与

### (賞与)

第14条 賞与は、毎年6月及び12月の賞与支給日に在籍する職員に対し、本会の業績、職員の勤務成績等を勘案して支給する。賞与支給日は、毎年その都度定める。但し、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し又は支給しないことがある。

## 附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 この規程を改廃するときは、職員代表の意見を聴いて行う。
- 3 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、令和4年12月1日から施行する。
- 8 この規定は、令和6年4月1日から施行する。